

平成28年度 第1回 小平市男女共同参画推進審議会 会議要録

日時：平成28年5月6日（金）午後1時15分～3時15分

場所：市役所本庁舎3階 庁議室

1 出席者

小平市男女共同参画推進審議会委員：9人（欠席者1人）

2 傍聴者

0人

3 会議資料

- 資料1 小平市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 資料2 小平市男女共同参画推進条例リーフレット
- 資料3 小平市男女共同参画推進審議会規則
- 資料4 小平市男女共同参画推進審議会の概要
- 資料5 小平アクティブプラン2.1（推進計画書）
- 資料6 小平アクティブプラン2.1推進状況調査報告書（平成26年度実績）
- 資料7 第三次小平市男女共同参画推進計画策定の基本方針
- 資料8 諮問書（写）
- 資料9 男女共同参画推進についての市民意識・実態調査報告書
- 資料10 小平市男女共同参画推進審議会意見書
- 資料11 国：第4次男女共同参画基本計画（概要）
- 資料12 小平市男女共同参画推進審議会 平成26年度学習会のまとめ
- 資料13 平成27年度小平市男女共同参画推進審議会（第3回学習会）要録
- 資料14 平成28年度男女共同参画施策スケジュール
- 資料15 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要
- 資料16 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要
- 資料17 HAPPYこだいら（小平市特定事業主行動計画）
- 資料18 HAPPYこだいら ～女性活躍編～（小平市特定事業主行動計画）
- 資料19 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要
- 資料20 ひとりひとりが幸せな社会のために（内閣府：平成27年版データ）
- 資料21 計画策定にあたって～第三次小平市男女共同参画推進計画 改定のポイント～
冊子：広報誌ひらく（第38号 2016.3）
パンフレット：子育て・女性相談室、小平市男女共同参画センター ひらく

4 内容

- ・委員自己紹介
- ・事務局挨拶

5 議題

- (1) 小平市男女共同参画推進審議会について
- (2) 小平アクティブプラン2.1（第二次小平市男女共同参画推進計画）の取り組みと平成28年度改定作業の進め方
- (3) 男女共同参画施策のスケジュール

6 会議記録（要約）

議題（1）小平市男女共同参画推進審議会について

⇒資料2：小平市男女共同参画推進条例リーフレット

資料3：小平市男女共同参画推進審議会規則

資料4：小平市男女共同参画推進審議会の概要

会 長：小平市男女共同参画審議会の根拠、役割について事務局より説明を。

事務局：資料2～4を使い、男女共同参画推進条例と審議会について説明する。

資料2 小平市男女共同参画推進条例リーフレット

- ・「小平市男女共同参画推進条例」を平成21年4月1日に施行。多摩地区26市のうち11市が条例を制定している。
- ・小平市は女性の地位向上、男女平等、男女共同参画社会の実現に向けて、女性団体、市民団体の活動が活発で、条例制定に至った。
- ・市、市民等、事業者の責務を明確にした理念条例で、7つの基本的な理念のもと、皆で活動しやすい男女共同参画社会を作り、個性や能力が十分に発揮できる社会を目指す。
- ・条例の第4章が小平市男女共同参画推進審議会の規定で、第18条が審議会の設置に関するもの。

資料4 小平市男女共同参画推進審議会の概要

- ・市長の附属機関であり、男女共同参画を推進するために設置（小平市男女共同参画推進条例第18条、平成21年施行）したものである。
- ・平成11年に、「小平市女性施策推進協議会」を設置、平成13年に名称を「小平市男女共同参画推進協議会」に改正、平成21年4月に条例が制定され、協議会から審議会となり、今回4期目の審議会である。

- ・他区市の諮問機関の設置状況は、23区のうち19区。26市のうち23市が設置しており、設置していない区市もある。
- ・男女共同参画に関する重要事項について、市長の諮問を受けて審議し、又は市長に意見を述べるができる。
- ・毎年度、現行計画の推進状況についての報告を受けて、意見を付す。
- ・平成28年度は「小平アクティブプラン21」を改定する。審議会は6回。来年3月までに市長の答申に対する回答書を作成する。平成29年度は計画策定後の進捗管理で、2～3回程度を予定している。会議は2時間程度。

➤ 現計画における現状（課題）

- ・多岐にわたる108事業の多くを「市民協働・男女参画推進課」が担当。
- ・計画期間が10年と長く、変動する時代の情勢に対応できていない部分がある。
- ・平成13年に制定された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく基本計画について、その位置づけを審議する必要がある。
- ・平成27年8月に制定された、女性の職業生活における活躍推進に関する法律に基づく推進計画について審議する必要がある。

○平成28年度の審議会の方向性

- ・現行計画の推進状況（平成27年度実績）及び次期の計画策定にかかる審議を行う。
- ・わかりやすく、時代の要請に的を絞った計画の策定をする。

会 長 : ひととおり事務局より説明を受けた。現段階で特に御意見、質問も出ていないので、本議題については、今日のところはここまでとしたい。最後に会長として審議会の役割について、確認的な意味で申し上げておきます。審議会の役割としては、第1に市の施策を多くの市民が納得できるものに、市民が委員として参画することで作り上げていく役割があります。第2には、専門的見地からの検討を行うという役割があります。この2つを果たすべく、皆さんと頑張っていきたいと思えます。

議題（2）小平アクティブプラン21（第二次小平市男女共同参画推進計画）の取り組みと平成28年度改定作業の進め方について

議題（3）男女共同参画施策のスケジュール

⇒資料5 : 小平アクティブプラン21（推進計画書）

資料6 : 小平アクティブプラン21推進状況調査報告書（平成26年度実績）

- 資料 7 : 第三次小平市男女共同参画推進計画策定の基本方針
- 資料 8 : 諮問書 (写)
- 資料 9 : 男女共同参画推進についての市民意識・実態調査報告書
- 資料 10 : 小平市男女共同推進審議会意見書
- 資料 11 : 国 : 第 4 次男女共同参画基本計画 (概要)
- 資料 12 : 小平市男女共同参画推進審議会 平成 26 年度学習会のまとめ
- 資料 13 : 平成 27 年度小平市男女共同参画推進審議会 (第 3 回学習会) 要録
- 資料 14 : 平成 28 年度男女共同参画施策スケジュール
- 資料 21 : 計画策定にあたって ～第三次小平市男女共同参画推進計画 改定のポイント～

会 長 : 議題 (2) は 1 時間程度時間をかけたい。また、議題 (3) についてもあわせて検討、確認したい。「小平アクティブプラン 21 (第二次小平市男女共同参画推進計画)」の取り組みと平成 28 年度改定作業の進め方について事務局から説明を。

事務局 : 資料 5 ～ 13 と 21、追加の説明資料により説明する。

資料 8 諮問書 (写)

- ・計画策定の基本方針 (資料 7) の公表後、市長が本審議会に意見を求めた諮問書である。意見を聴く項目は「第三次小平市男女共同参画推進計画の策定について」。趣旨は、「第三次小平市男女共同参画推進計画」の策定過程において、計画素案や計画案について審議し、意見をいただきたいというもの。答申期日は平成 29 年 3 月 31 日。

資料 10 小平市男女共同参画推進審議会意見書 (資料 10 説明資料参照)

- ・第 3 期審議会から市長へ平成 28 年 3 月 18 日に提出された意見書であり、資料 10 の説明資料で内容を解説している。
- ・具体的な男女共同参画の在り方について議論できる機会を委員に提供し、活発な委員の発言が生まれる雰囲気作りなど、審議会が工夫してきたことを次期審議会も引き継いで行うこととしたい。

資料 11 国 : 第 4 次男女共同参画基本計画 (概要)

- ・ (国) 第 4 次計画で改めて強調している 7 視点のうち、最も強調している視点は「①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実」。他に「④男女共同参画の視点からの防災・復興対策」も重要である。

- ・女性の活躍に関して市町村の数値目標が提示されており、小平市も具体的な数値目標を発表した。また、女性活躍推進法に基づき、「HAPPYこいだいら ～女性活躍編～」を策定している。
- ・具体的取組として12分野が提示されている。

資料21 計画策定にあたって ～第三次小平市男女共同参画推進計画改定のポイント～（資料21説明資料参照）

- ・「小平アクティブプラン21」の抜粋で【基本理念】、【計画の基本的視点】、【基本目標】、【施作体系】の構成となっている。4つの基本目標に対しそれぞれ2つの課題と目標に対する施策が記載されている。
- ・次期計画（平成29年～33年）の策定方針は、条例の7つの基本理念のもと策定する。今後検討することは、①市民意識・実態調査から課題を抽出する ②小平アクティブプラン21推進状況調査からの課題抽出。平成19年度と26年度を比較して進捗状況を見ていく ③ジェンダー統計からみる小平市の課題を抽出する。参考データとして「人口の推移」、「合計特殊出生率の推移」、「女性の年齢別労働力率」、「男女別就業率」（資料21説明資料参照）があげられる。
- ・小平市第三次長期総合計画の「第3章ひと」の（3）多様な生き方の尊重が男女共同参画に関する部分である。
- ・男女共同参画計画、DV対策基本計画及び女性活躍推進計画は内容も関連しており、3計画を一体的に策定することを検討したい。
- ・女性活躍推進法が成立（平成28年4月施行）し、市町村の役割が示されている。①女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）する。②主体的な取り組みを推進し、相談・助言等に努める。③「協議会」を組織する（任意）。
- ・（国）第4次男女共同参画基本計画において、基本的な方向性は、①あらゆる分野における女性の活躍。②安全・安心な暮らしの実現。③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備。④推進体制の整備・強化。
- ・国の第3次基本計画と第4次基本計画との違いは、第4次計画では、目的別に3つに大分類し、さらに12分野としている。重点は「第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」、「第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」となっている。
- ・次の審議会までに計画策定のための課題抽出を行い、基本目標、重点施策を提示する。

会 長 : 情報が過剰だと思うが、資料を先に皆様に提供することが大事であるのでこ

のようになったと思う。基本方針のスケジュール概要（資料7）を見てもわかるとおり、今期の審議会の第1の議題である次期計画の検討作業は急ピッチで進める必要がある。11月にパブリックコメントを受けるためには、10月に計画の素案ができていないといけないので、9月には素案の取りまとめをする。審議に一番力を入れなければならないのは6月から9月までとなる。パブリックコメントの段階で、よく勉強されている市民グループから、より良いと思われる意見や提案があるかもしれない。しかし、素案ができた段階では大きく変更はできないので、その前の段階の審議会で十分検討し、良いものを作りたい。

事務局 : 今後7月から10月まで、1か月に1度の割合で審議会を開催し、ご意見をいただきながら素案を作っていく。いろいろなご意見をいただきまとめたい。

会 長 : スケジュールについてももう少し説明してほしい。その後に自由にご意見をいただくことにしたい。

事務局 : 今後の予定としては、事務局と委託事業者で骨格を作っていく（資料7参照）。さらに重点施策と目標の柱を立て、推進委員会で各課の意見を聴く。推進本部で承認をいただいた後、審議会で見えていただき、さらに不足している点があれば加えるという流れとなる。推進委員会、推進本部、審議会という流れで、審議会を7月、8月、9月と開催し、10月は素案の最終段階となる予定。その後11月にパブリックコメント（30日間の予定）を実施し、12月の月上旬に3回程度市民懇談会を行い、広く市民から意見をいただいた後、第6回審議会には、市民からの意見と採否の結果を公表し、新しい計画案を見ていただく。第2回は目次、基本目標、重点施策、第3回、4回は、重点項目と施策など、テーマを絞ってご意見をいただく予定。

会 長 : 皆さんから率直なご意見をいただきたい。

委 員 : 資料21の7ページ「推進体制」について。小平市は財政的に余裕があるとは聞いていない。男女共同参画だけではなくいろいろな施策をやっていく上で、今後予算が不足した場合に市としてはどうするのか、国からの補助金もあると思うが、対策は考えているのか。国の第4次計画を全て網羅すると非常にお金がかかると思う。

会 長 : 行財政面の状況とこの計画立案の考え方についてですね。

事務局 : 財政的に余裕があるということはない。小平市の新規事業も30億円程度で、その中でできる範囲の事業を行っている。男女共同参画に限ったことではないが、広域的な考え、市民協働として市民自治・地域自治の推進、地域でできることは地域でやっていくという考え方で整理をしていく必要があると思っているが、最低限市でやらなければいけないことがあるので、政策部門、財政部門と調整をしながら進めていく。長期総合計画の下に実行プログラムがあり、市長任期に合わせた4年間で事業が動いている。来年は市長選挙もあり、4年間の動きが一旦終わるので、そこで考え方を整理していくこととなる。計画策定の時にそこを意識して各課で事業を選んでいくことになると思う。ただ、お金がないからやらないという選択肢は基本的にはない。

委員 : 私達に関わっている男女共同参画の事業のうち新規事業は何割位あるのか。

事務局 : 男女共同参画関係で何割という数値を計るのは難しい。新規事業は財政の比率ではかなり低くなっている。一般会計で600億円程度、全会計を合わせると1,000億で過去最高となる。福祉関連が一番多く、バランスを考えながらやっていかなければいけない。やり方を工夫して、市だけではできない事も当然あるので、市民協働、大学等の力も借りながら工夫も必要だと思う。

会長 : 財政的にとても厳しいというのは大事なポイントだが、男女共同参画の計画を作る上では、お金がないからやらないということではないという話があった。対応策の一つとして、担当課とのすり合せを行い、優先度の高いものを重点施策と定義して盛り込むことが考えられる。もう一つは、資料21の説明資料にある「女性の年齢別労働力率」のM字カーブを見ると、小平市は一旦退職される方が多い地域であることが分かる。平成17年と22年を比べるとM字の底が上がってきている。平成27年の国勢調査のデータが間もなく公表されると思うので、その数値はさらに上がっていると推測する。それは女性の納税者が増えていくことであり、財政的に力強いものがでてくると思う。丁寧に分析をしないと、本当に税収があがるのかという懸念はあるが、働き手が増えていくので、納税者を増やし、行財政の基盤を大きくしていくという意味でも、この計画をどう作るかは貢献するところがある。中長期的に自治体を行財政的にどう成り立たせていくのかという視点からもこの計画をみていく必要がある。

委員 : 初めて委員になった方もいらっしゃるので、今後の進め方について具体的な説明をお願いしたい。

事務局 : 現行計画「小平アクティブプラン21」の19ページに計画の体系図があり、23ページ以降に市の施策、事業、担当課が載っている。男女共同参画に関連する事業や施策の方向、テーマに沿った事業が108あり、現行計画の推進状況、26年度の実績は、事業ごとに、担当課に調査する。それをまとめたものが「推進状況調査報告書」(資料6)である。

この計画は、基本目標、課題、施策のテーマごとに、該当する事業を探して、事業の担当課を当てはめている。例えば「①働く場における機会均等と待遇改善のための情報提供」に該当する事業は、男女平等の労働条件整備の働きかけとして、パンフレット配布、ポスター掲示による啓発や市報「こだいら」等による啓発で、青少年男女平等課の担当となっている。同様に40ページまで、各施策に該当する事業と担当課が記載されている。

今回の新しい計画では、基本目標についてこの言葉のままでいいのか、違う目標を新たに立てたほうがいいのか、実態調査やジェンダー統計、現行計画の推進状況から市と事業者で考えて提示する。現行108の事業を重点化して絞り、重点事業と思われる事業をお見せして、ご意見をいただく。現在、4つの基本目標があるが、4つにするかも検討したい。

委員 : 体系だが、前期では柱を何本にするかが重要であったので、柱が大切であると思う。どの段階でその話になるのか。

事務局 : 次の第2回の審議会までには考えて、例えば柱(基本目標)をこの4本にしたいなど、案をお見せしたい。

委員 : それに対して、私達は例えば3本の柱がよいなどの意見を出すということか。

事務局 : 現行計画4本に対して、次の計画で何を何本にするのか、ご意見をいただきたい。

委員 : 次の審議会では柱について審議をするのであれば、私達は現行の計画について、できている、できていないを調べてくればよいのか。

事務局 : そうしていただけるとありがたいです。

委員 : 昨年の学習会でも108の事業は多すぎると言われていた。理念・目標が多いと事業も増えていく。本当に必要な事業、全課に共通な事業は何かという点について、前審議会で議論したので、その視点で考えてこようと思う。

会 長 : 事業の重点化については、現行の計画は男女共同参画に関係のある事業を全て拾っている印象が強い。他の計画で十分やっていることを、男女共同参画でもやっているという作りになっている。例えば、子育て関係の事業は別の計画によって動く。子育てに取り組んでいくときに、男女共同参画の視点がより深まっていくような、より重点的な事業はどれかを見て、他の計画に入っているでもいいが、これは共同参画上の重点事業だということを意識して、効果が上がるように担当課に進めていただける事業をピックアップして指定する形となる。それがこの計画の重点化で、この審議会で作る計画は、この計画に盛り込まないと実施されない事業も一部あるが、多くは他の計画に盛り込まれている事業になる。行政分野で深める上で男女共同参画は必要であり、改めてその視点からもやってくださいという事業を選んでいく作業になると思うが、いかがか。

委 員 : 例えば1つの事業が他の事業と関連があり、関連先を教えていただけたら、皆さんで検討し、それは他がメインだということは言える。

事務局 : 市として絶対作らなければいけないという法律によって策定している高齢者の計画とか、策定するかは任意だという計画もたくさんあり、期間も3年に1度、6年に1度見直すという計画もある。男女共同参画の視点で見て大事だが、細かい部分は他の計画に沿ってやっていくという考え方にすると、事業も少し減らせるのではないかと思っている。

委 員 : そうすると108事業が少し減ると思う。

事務局 : 10年前は市職員も事業の考え方の根底として、男女平等共同参画の考え方を据えるということもあり、たくさん事業を入れた経緯がある。他市の事例、委託事業者の意見も聞きながら、選択して皆さんにお考えを聞いていきたい。

会 長 : 委員、今のところについてのご意見はどうか。

委 員 : 皆さんが議論されていることは、昨年からの勉強会の成果を反映していると思う。新しい委員は大量の資料をいただき、議論についていくために大変な状況だと思う。庁内体制について質問したい。推進委員会に16人の課長が集まっており、その上部組織として23人の部長以上が集まっている推進本部があるとのことだが、16人の課長は全ての課を網羅しているのか。

事務局 : 推進委員会は現在17人で、課名は「推進状況調査報告書」(資料6、表紙の裏)に出ている。推進本部は組織改正があり、現在22人となっている。全ての課ではない。

委員 : 男女共同参画の視点が全体に及んでいるのか。10年前に関係あるだろう課の課長を集めて委員会が作られてやっている。本当はジェンダーの視点を入れなくては行けないが、今まではうまく巻き込めなかった。そういう部分を残している17人なのか。

男女共同参画は従来の政策でいうと、関係がないと思っているところが男世界で、政策が変わらないというのが問題になっている。そういうところでちゃんと女性が働いていて、女性の管理職がいて、必ず男女共同参画の視点があるというところに最終的に持って行きたい。庁内の推進体制が十分なのか、全体を巻き込むようになっているのかということを確認したい。

事務局 : 推進委員会は現行計画の「アクティブプラン21」に載っている事業の関係課と一部の部の庶務担当課が入っているが全てではない。都市開発部や道路建設に関する部署等は委員会には入っていない。

市役所内の推進体制としては、「HAPPYこだいら(特定事業主行動計画)」の中で管理職の人数を公表している。どの部にも女性がいて、女性の管理職がいるというところまではしていない。

委員 : そこは、人事とか職員配置をする部署が全てを見るということか。

事務局 : 職員の体制については職員課が担当している。男性だけがやる仕事という考え方は持たないようになってきているが、技術的な資格を持っていないと仕事ができない部署もあるので、女性が少ない部署もある。

庁内体制は最終的には計画に載せていくが、市役所が模範を示す意味でも市の体制をどうしていくのか、女性の管理職を何パーセントになるのか、「HAPPYこだいら ~女性活躍編~」で数値目標を載せているが、それをどう達成するか、細かな数字まで書くかどうか。そこは「特定事業主行動計画」の役割であるとも思う。

委員 : 特定事業主行動計画は4月1日から5年の期間で作られ、数値目標を立て新しいタイプの計画ができたが、ここではどう扱えばいいのか。どのように確実にこの数字を達成していくのか。どのように管理し、実際に成果があがっていくのかどうか。追加の施策とか、体制などは書かれておらず、あまりよ

く分からなかった。

委員 : 「HAPPYこだいら ～女性活躍編～」には一応目標は書いてあるが、それに対する具体的なひと・もの・かね、要旨、重点、そうした点の記述が少ないのではないか。

事務局 : 記述が少ないという意味では、なぜ数字がこのように上がってきたのかはつきりしないところである。管理職の割合のところは、管理職だけではなく、敢えて係長を目標として出しており、そこは一步前進だと思う。ただ、他の目標のところ、経過をどうしていくかは定かに決まてはいない。「特定事業主行動計画」の内容は予算措置的には必要ないものも多いのではないかと思う。

委員会に入っていない課でも、推進本部は全ての部の部長が委員になっているので、その場では意見をいただける。課長以外にも意見をいただける体制は二重に取っている。庶務担当課長会議は全ての部の庶務担当課長が入っており、そこに話を出していく工夫も必要だと考えている。

委員 : 特定事業主行動計画と平成27年度の第3回学習会のまとめ(資料13)にも出てくる、男性職員の育児休業といった細かいものが、基本となる男女共同参画推進計画に盛り込まれているのであれば、男性だけの係とか、そういったところも見直していかないと意味がないのではないか。

会長 : 「特定事業主行動計画」と今回作る男女共同参画計画との関係は、特定事業主の計画に盛り込まれていないものを指摘するということもあり得るし、補強するという形で盛り込むこともできる。職員の部分で男女共同参画を推進するというのは、大きな柱の一つになると思う。ほかにいかがか。

委員 : 次の審議会までに提出される資料の、理念や柱を先にメール等でいただいてから、次の審議会に臨みたい。勉強しないと意見が言えないと思う。

会長 : 6月に審議会に代わる勉強会を1回開催してはどうか。資料21の3ページ目に今後検討することとして3点あるが、実態調査からみる課題、アクティブプラン21の推進状況からみて、引き続き取り組んだほうがいいもの、加えたほうがいいもの。ジェンダー統計的にみて小平市が取り組んだほうがいいもの。データからみて課題として上げるべきことで柱につながるものと、国の基本計画で強調していることで、それを柱にしたほうがいいもの。以上

のことから6月の勉強会で検討できるようにしたい。事前情報的なものも、委員の皆さんにどんどん出していけばいいと思う。そうすれば、大元の柱立てはできるのではないか。資料作成や作業をしてくださる委託先には申し訳ないが、いいものにしようと思うので酷使してしまう恐れがあるが、お許し願いたい。

事務局 : 審議会資料は、推進委員会、推進本部を経た資料となるが、会長からご提案いただいた学習会は、次の委員会資料作成のための前段階の作業でもあるので、先に情報提供していきたい。審議会でも、開催の1週間前には資料を送付し、間に合わない資料は当日配付としていく。

会 長 : 6月17日(金)に勉強会を開き、柱立てに向けた検討をしたいので、ご協力をいただきたい。

事務局 : 審議会は6回で、報酬予算も決まっているので、市の主催とはならない。学習会は昨年同様、会長の呼びかけで自由参加の会として開催していただくことになる。午後はいかがか。

事務局 : 学習会は6月17日(金)午後1時～3時とする。場所は小平元気村おがわ東の男女共同参画センター“ひらく”(最寄駅は萩山駅)です。
第2回審議会は7月29日(金)午後2時から、会場は健康センターを予定している。第3回審議会は8月末を予定しているが、日時は未定。決まり次第連絡する。

会 長 : もう一点、委員の皆様にご了解いただきたいことがある。小平市の場合は審議会と行政本体の作業を同時進行で行い、計画を作り上げていく。市によっては、審議会と行政本体の仕事の仕方を分けて、審議会で一度作り、それを行政本体が受け取り、行政本体の責任でかなり手を入れ直したりするタイプの市もある。本市では審議会から答申すると、審議した内容でほぼ計画になる。審議会の回数が少ないので、会長、副会長、事務局のすり合せ作業を丁寧にやっていく。その際、委員に適宜、お手伝いいただけたらありがたい。検討した内容が計画として実現しないと楽しくないし、何のために審議会をやっていたのかということにもなるので、実現性があって、いろんなことが良くなっていくような案を作るためにも丁寧なすり合せを心掛けたい。
それでは、以上で終了とする。